

2 0 2 6 年度②

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法②

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ Xは、政治・行政に特化した記事を配信するニュースサイトを運営し、A県内に事務所を設けて活動している。Xのニュースサイトでは独自の調査に基づき、A県警で立て続けに生じていた問題（警官による不同意わいせつ、盗撮、超過勤務手当の詐取など）を批判的に報道していた。

20XX年5月中旬、Xはニュースサイトにおいて、A県警の警察官が市民の個人情報をもとめた巡回連絡簿を悪用して女性へのストーカー行為に及んでいたこと、しかし、事件を管轄する警察署に対してA県警本部長から「静観しろ」との指示があったことについて、A県警において告訴・告発され事件化した案件を記録した「事件処理簿一覧表」という内部文書とともに報道した。また、Xは同じ記事の中で、A県警内部で職員向けに配布された「刑事企画課だより」の存在も報道している。この文書は、無罪判決を受けた者からの国家賠償請求や再審に触れ、捜査資料の廃棄を促すものであった。Xの記事には、「A県警本部長をはじめとする、A県警の隠ぺい体質がどうしても許せない」という複数の内部資料提供者の声も紹介されていた。

A県警は、Xのニュースサイトの内容から県警内部から文書の漏えいがあったことを認め、6月に入り、約50人の態勢で警察職員による守秘義務違反の本格的な捜査に着手した。しかし、A県警あげての捜査にもかかわらず漏えいした者を特定する手がかりがつかめず、捜査はまったくの手詰まりとなった。そこで、8月、A県警は守秘義務違反の関係先としてXの事務所に対し、令状に基づく強制捜査を行った。その際、A県警はXのノートパソコンと携帯電話を押収した上、Xのノートパソコンに保存されていたA県警の「事件処理簿一覧表」及び「刑事企画課だより」のデータを、内部文書であることを理由に、Xの同意なく消去した。

上記の事例に含まれている憲法上の問題点について論じなさい。

Ⅱ 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第4条に、「衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する」と定められており、公職選挙法（昭和

25 年法律第 100 号) 第 9 条第 1 項に、「日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」と定められている。これらの規定のうち前者を改めて、それとの整合性を欠くことのないように最高裁判所裁判官国民審査法の別の諸規定も同時に改めることにより、同法に特別永住者などの定住外国人も審査権を有する旨を定めることは、国民主権の原理に抵触することになるかならないかについて論じなさい。